

防災調節池等技術基準（案）の全体構成について

本「防災調節池等技術基準（案）」は、河川流域の都市化に伴う流出量の増大を抑制し、下流河川に対する洪水負担の軽減を図ることを目的として設置する洪水調節池の計画・設計・施工および多目的利用等についての一般的かつ基本的事項について規定したものである。

今回の増補改訂では、主に防災調節池等と貯留・浸透施設との併用に関する基準の追加および堤体施工基準の充実を図るとともに、開発地区の土地の有効利用やウォーターフロントの創出等都市環境の整備を図るため防災調節池の多目的利用指針を作成した。

本基準（案）の構成と増補改訂の要旨等は表－２に示すように、全５編と参考資料により構成されている。各編の位置づけは以下の通りである。

「第１編 防災調節池技術基準（案）」（恒久施設基準という）は、河川管理施設として防災調節池事業により設置される防災調節池等の恒久施設（以下調節池という場合もある）の計画・設計・施工等について規定したものである。また調節池と併用する貯留・浸透施設設置の原則および評価手法について規定したものである。

「第２編 大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」（暫定施設基準という）は、宅地開発に伴う流出増を抑制する施設として地方公共団体の指導により、河川改修が完了するまでを存置期間として設置される暫定施設（以下調整池という場合もある）の計画・設計・施工等について規定したものである。また調整池と併用する貯留・浸透施設設置の原則および評価手法について規定したものである。

「第３編 防災調節池等技術基準（案）の解説の補足と計算例」は、第１編および第２編の基準の解説の補足として基礎的なデータおよび基準の理解の手助けとなるよう計算例を示したものである。

「第４編 防災調節池の多目的利用指針（案）」は、防災調節池の敷地を公園・緑地・広場等としての多目的利用にあたり、その計画・設計および管理についての一般的かつ基本的事項について示したものである。

なお暫定施設の多目的利用にあたっては、既刊の「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案）」（建設省建設経済局監修）があるのでこれを利用されたい。

「第5編 設計事例」は、防災調節池および調整池として実施されているものの中から貯留・浸透の併用および多目的利用等の設計事例を紹介したものである。

浸透施設の現地浸透能力の調査手法および設計浸透量設定の方法、浸透施設の計画・設計等については、平成7年に「雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編」、および平成9年に「雨水浸透施設技術指針（案）構造・施工・維持管理編」（社）雨水貯留浸透技術協会編集）が策定されたのでこの指針に準拠されたい。

また宅地開発に伴い設置される貯留浸透施設の計画・設計等については「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説」（建設省建設経済局民間宅地指導室監修，（社）日本宅地開発協会編集）を参照されたい。

また対象とする施設の計画・設計等に適用する基準等は表-1のとおりである。

表-1 防災調節池等の計画・設計にあたって適用する技術基準(案)等

内 容 分類	洪水調節池の 計画・設計等	多目的利用の 計画・設計等	貯留・浸透施設 の計画・設計等	浸透施設の 能力評価
防 災 調 節 池 (恒久施設)	「第1編」	「第4編」	「流域貯留施設等 技術指針(案)」 ²⁾ 「雨水浸透施設 技術指針(案) 調査・計画編」 ³⁾	「雨水浸透施設 技術指針(案) 調査・計画編」 ³⁾
調 整 池 (暫定施設)	「第2編」	「宅地開発に伴 い設置される洪 水調節(整)池の 多目的利用指針 の解説」 ¹⁾	「雨水浸透施設 技術指針(案) 構造・施工・維 持管理編」 ³⁾	

1) 建設省建設経済局民間宅地指導室監修

2) 建設省河川局都市河川室監修，（社）日本河川協会発行

3) （社）雨水貯留浸透技術協会編集

表一 2 防災調節池等技術基準（案）の全体構成と増補改訂・一部修正の内容

構 成	増 補 改 訂 内 容
第 1 編 防災調節池技術基準 （案）	第 1 章、第 2 章 (1)貯留・浸透施設と防災調節池との併用に関する事項を追加（管理・機能維持に関する担保条件と併用の効果評価手法） (2)調節池の多目的利用の留意事項を追加 第 3 章、第 4 章 (1)構造基準の一部改訂，堤体施工基準については「防災調節池堤体施工指針(案)」(住宅・都市整備公団，地域振興整備公団，(財)国土開発技術研究センター)をベースとして改訂
第 2 編 大規模宅地開発に伴う調整池技術基準 （案）	第 1 章、第 2 章 (1)貯留・浸透施設と調整池との併用に関する事項を第 1 編に準じて追加（但し浸透施設の機能の継続期間は調整池の存置期間とした） (2)調整池の多目的利用の留意事項を第 1 編に準じて追加（具体的な規定は建設省建設経済局の指針によることを付記） (3)流出係数，流出率，洪水到達時間，計画降雨波形，設計堆積土砂量等については第 1 編防災調節池技術基準（案）によることもできるものとした。 第 3 章、第 4 章 (1)構造基準は第 1 編の改訂内容に基づき必要事項を改訂 (2)施工基準は第 1 編に準じて改訂
第 3 編 防災調節池等技術基準(案)解説の補足と計算例	貯留・浸透施設を併用した場合の流出ハイドログラフ，洪水調節容量の計算例を追加
第 4 編 防災調節池の多目的利用指針(案)	「宅地開発に伴い設置される洪水調節(整)池の多目的利用指針の解説」(建設省建設経済局民間宅地指導室)をベースとして指針を作成
第 5 編 設計実例	(1)貯留・浸透施設を併用した防災調節池および調整池の実例を追加 (2)多目的利用の実例を追加 (3)既刊掲載の調整池のうち廃止された実例は削除
参考資料 浸透型流出抑制施設の現地浸透能力調査マニュアル試案	平成 7 年に「雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編」，および平成 9 年に「雨水浸透施設技術指針(案)構造・施工・維持管理編」が作成されたのでこの参考資料を削除。